

## 松戸市放課後K I D Sルーム学習支援モデル事業業務委託に係る 優先交渉事業者選定要領

### 1 趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選定するため、必要な事項を定める。

### 2 事業の目的

放課後K I D Sルームと放課後児童クラブの一体型推進のため、補習を基軸とした学習講座を行うことにより、放課後K I D Sルームの学習支援機能の強化を図るとともに、実施小学校の教育活動に資することを目的とする。

モデル事業として実施した内容を評価し、今後の事業遂行につなげる。

### 3 事業概要

- (1) 別紙「松戸市放課後K I D Sルーム学習支援モデル事業業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (2) 期間  
契約日から平成29年3月31日まで  
※事業実施期間は平成28年12月1日から平成29年3月31日までを予定し、学校ごとの事業実施日等は松戸市が別に指定します。
- (3) 事業実施場所・所在地

(ア)	松戸市小金原二丁目3	根木内小学校
(イ)	松戸市岩瀬434-2	相模台小学校
(ウ)	松戸市高塚新田512-13	梨香台小学校
(エ)	松戸市松飛台59	松飛台第二小学校
(オ)	松戸市高塚新田382-1	東部小学校
(カ)	松戸市新松戸北二丁目13-1	横須賀小学校
(キ)	松戸市六実二丁目34-1	六実第二小学校

### 4 提案上限額

2,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。  
なお、これを超える金額での提案は認められないものとします。

### 5 応募要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 松戸市の入札参加資格の指名停止を受けていないこと。

- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第9条に規定する排除の対象となっていないこと。
- (8) 仕様書に対応した業務を遂行できる実施体制であること。

## 6 スケジュール

募集期間 (書類の提出期間)	平成28年8月19日(金)～ 9月6日(火)16:00まで
事業者ヒアリング	平成28年9月中旬～下旬(予定) ※場所、時間等については別途連絡
選定委員会の開催	平成28年10月中旬(予定) ※場所、時間等については別途連絡
選定結果の通知	平成28年10月中旬(予定)

## 7 応募方法等

- (1) 応募書類の提出について  
平成28年8月19日(金)から平成28年9月6日(火)までの募集期間内に、事前に電話連絡の上、応募書類を子育て支援課にご持参ください。
- ※受付は、午前8時30分から午後5時までの業務時間内となります(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。最終日は午後4時までです。
- (2) 事業者ヒアリングについて  
ご応募いただいた事業者には、平成28年9月中旬～下旬(予定)に、提出した提案書の内容についてヒアリングを実施します。
- (3) 選定委員会について  
ご応募いただいた事業者には、提出した提案書の内容について説明を行う選定委員会にご出席いただく場合がございます。
- ※事業者ヒアリング、選定委員会の詳細な日時等については別途ご連絡いたします。

## 8 質問書の受付及び回答

- (1) 質問書の受付
  - ① 提出書類  
質問書(様式8)

②提出期限

平成28年8月26日（金）16時必着

③提出方法

電子メールにて書類を添付し提出。

④提出先

松戸市 子ども部 子育て支援課（担当 大場・里見・百田）

E-mail [mckosodateshien@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckosodateshien@city.matsudo.chiba.jp)

⑤質問書に対する回答

提出期限までに質問書を提出した事業者全員に、平成28年8月30日（火）までに電子メールで回答。

## 9 応募書類（正本1部、副本10部）

(1) 提案書表紙（様式1）

(2) 提案書（任意様式、両面印刷、10枚以内）

※提出期限後の再提出及び差し替えは認めない。

※本要領及び仕様書において記載された事項以外の内容を含む提案書、又は示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする場合がある。

(3) 会社概要（様式2）

(4) 業務実績（様式3）

(5) 業務実施体制（様式4）

(6) 配置予定者経歴書（様式5）

(7) 見積書（様式6）

(8) 費用内訳書（任意様式、5枚以内）

(9) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

※写しの場合は要原本証明。発行後3か月以内のもの。

(10) 納税証明書（国税）

※発行後3ヶ月以内のもの

(11) 納税証明書（法人市町村民税固定資産税）

※市内に事業所等がある場合、直近2年分、発行後3ヶ月以内のもの。

(12) 印鑑証明書

※発行後3ヶ月以内のもの

## 10 受託候補者の選定の手続

(1) 選定委員会による審査

応募書類及び事業者ヒアリングの内容に基づき、選定委員会において審査を行い、受託候補者を選定します。

なお、選定委員会における審査の結果、評価点の7割に満たない応募者

については、応募者が1者の場合であっても、受託候補者として選定しません。

(2) 審査に当たって重視する視点

- ・ 事業目的や内容を理解し、安定的に運営できるか。
- ・ 実績や資格を有する人材の確保と十分な人員配置ができるか。
- ・ 企画・事業計画に基づき、実施校やKIDSルーム運営法人と積極的に連携し、事業をより良くするため推進できるか。
- ・ 子どもの学習支援に関する事業の実績があり、事業の実施体制が整備されているか。

(3) 通知方法

平成28年10月中旬頃に応募者に対して文書で審査結果を通知します。  
なお、評価結果通知に記載した内容以外の質問には一切回答しません。

## 11 受託候補者選定後の手続

(1) 契約手続

受託候補者と協議し、契約手続を進めるものとしますが、受託候補者が失格と判明した場合やその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点の者と順次交渉するものとします。

(2) 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、松戸市財務規則第143条第3項の規定により契約保証金の全部又は一部を納付しないことができる場合があります。

## 12 参加辞退

提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した「辞退届出書（様式7）」を事務局に持参し提出してください。

## 13 失格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とし、審査前であれば審査の対象から除外し、審査後であれば受託資格を失うこととします。

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合  
又は記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (3) 見積額が契約の上限額を超えている場合
- (4) 提出書類が全て揃っていない場合又は提出方法・提出期限を遵守しない場合
- (5) 応募要件を満たしていない場合

- (6) その他不正行為があったと市が認めた場合

#### 14 その他

- (1) 応募書類の作成・提出その他の応募するために要した経費は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却はいたしません。
- (3) 提出された書類は、受託候補者の選定及び契約以外の目的に使用しません。
- (4) 提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属します。なお、提出書類は本企画提案選定の目的のみに利用し、選定作業に必要な範囲において、市は複製できるものとします。
- (5) 本要領や仕様書に含まれていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要と認められる場合は、本市及び受託候補者との協議により、作業条件等が変更になる場合があります。
- (6) 審査内容についての問い合わせには、原則として応じません。
- (7) 事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害等について、松戸市は責任を負わないものとします。

#### 15 担当課

お問合せ先・書類の提出先は次のとおりです。

松戸市 子ども部 子育て支援課 担当：大場、里見、百田  
〒271-8588 松戸市根本387-5 (松戸市役所新館7階)  
TEL 047-366-7347  
FAX 047-365-1009  
E-mail [mckosodateshien@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckosodateshien@city.matsudo.chiba.jp)